

第2章 審査及び検査

1. 概説

○ 制度の概要

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼を得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化され、審査会が当該レビューをモニタリングすることとされた。

また、平成19年6月の法改正においては、我が国の金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等について、我が国当局の検査・監督の対象とされ、報告徴収及び立入検査は審査会が行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・ 協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・ 上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査等（法第46条の12第1項、49条の3第1・2項）
- ・ 外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P41資料2-1参照）。

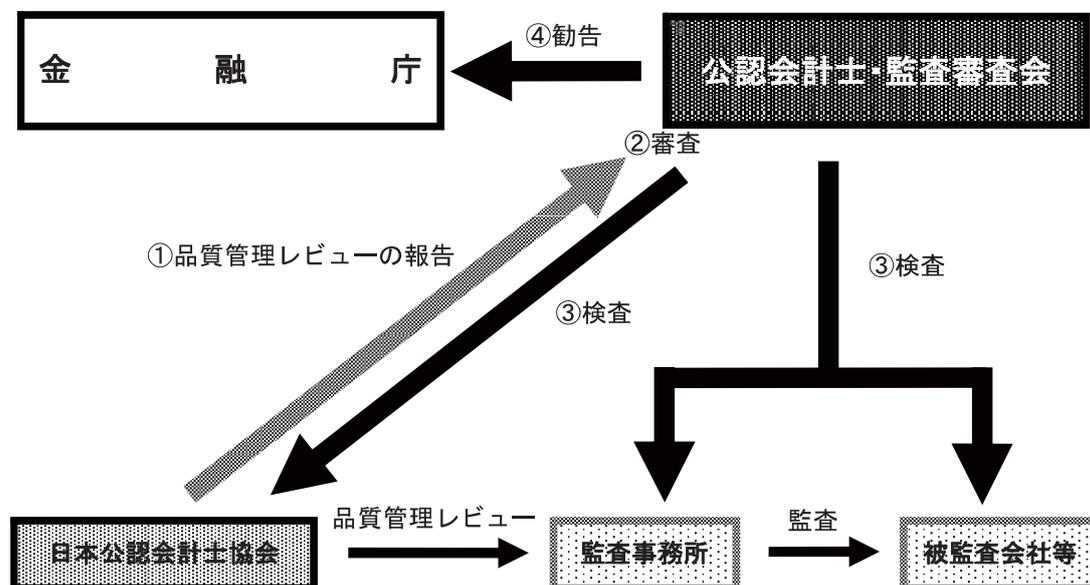
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、公認会計士法上「協会による法第2条第1項業務の運営状況の調査」と定義されている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に一度（協会が必要と認めた場合は2年に一度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3.（6）外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み」（P16）を参照。

2. 審査及び検査の基本方針等

(1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、第1期（平成16年4月～平成19年3月）の審査会活動の基本となる視点や目標に加え、審査の基本的考え方や検査の枠組み等を示した「監査の信頼性確保のために－審査基本方針等－」を策定し、公表した（平成16年6月）。

第1期においては、「監査の品質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」と「監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上」を基本的考え方とし、審査及び検査を実施した。

具体的には、15年改正法の施行前に協会が実施してきた品質管理レビューに対する実態把握及び提言を行い、平成17年2月に取りまとめ公表した。

また、非違事例等の発生を踏まえ、平成17年10月に金融庁、審査会の連名で、「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」を公表し、平成18年6月までに4大監査法人に対する審査及び検査を行い、更に、平成19年2月からフォローアップの検査を行い（旧中央青山監査法人を除く）、改善状況について検証した。

第2期（平成19年4月～平成22年3月）においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」を策定し、公表した（平成19年6月）。

第2期においては、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」と「新しい事態への対応」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

具体的には、それまでに検査で指摘した事項の中から、監査事務所の品質管理の向上を図る上で、参照することが有益であると考えているものについて、平成20年2月に「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」（以下「事例集」という。）として取りまとめ公表した（以後、毎年度改定を実施。）。また、審査及び検査において、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に対する監査事務所における準拠性を検証したほか、平成19年6月の法改正による外国監査法人等に対する検査権の導入を踏まえ、平成21年9月に金融庁との連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、公表した。さらに平成22年1月に報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を策定し、公表した。

第3期（平成22年4月～平成25年3月）においては、第1期及び第2期の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針－監査の品質の一層の向上のために－」を策定、公表している（平成23年3月30日。詳細はP42資料2－2参照）。

① 基本方針の策定の背景と基本的な考え方

第2期に実施した審査及び検査の結果、監査に関する品質管理基準等に対する監査事務所の準拠性については、個別の監査事務所において、品質管理のシステムの整備が依然として不十分等の事例が散見されていることから、第3期の基本方針においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとしている。

② 基本方針の内容

○ 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、内外に対する情報発信に努めることとする。

○ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所及び外国監査法人等における業務の適正な運営の確保を図っていくこととする。

○ 審査基本方針

審査会は、協会の品質管理レビューに係る報告書を受領し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な資料を活用し、これらの内容について審査を行う。

審査は、次の考え方に基づき実施することとする。

・ 監査の品質管理の確実な定着

品質管理のシステムの整備等が依然として不十分である監査事務所が散見されることから、品質管理が監査事務所において適切に実施されているかどうか重点を置いた審査を実施することとし、その際、このような監査事務所に対しては、重点的検証（報告徴収）等の機会を通じて、適切な品質管理の定着を促していくこととする。

- ・ 協会の品質管理レビューの機能向上
協会の品質管理レビューは、監査事務所における適正な業務運営を確保する上で基本となる制度であることから、審査・検査の結果を踏まえての制度及び運営状況の適切性の検証や意見交換等の機会を設けての協会と双方向の議論等を行い、品質管理レビューの一層の機能向上を促すこととする。
- ・ 効果的な審査の実施
法令、監査基準等の改正や監査業界を巡る横断的なテーマ等については、審査を実施する上で特に留意すべき事項であり、このような共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど効果的な審査の実施に留意することとする。
また、監督当局に行政処分その他の措置をとるよう勧告した検査案件以外で、検査結果として通知した問題点について、その後の品質管理の状況を確認する観点から、検査結果通知から一定期間経過後に、必要に応じて、報告を求めることとする。

○ 検査基本方針

審査会は、審査基本方針に掲げた協会の品質管理レビューに係る報告の審査結果に基づき、必要と認められる場合に、検査を実施する。

検査基本方針においては、法の規定に基づき立入検査を実施する先を類型化するとともに、どのような場合に検査が必要と認められるかについて、それぞれの類型に応じて具体的に記載し、別途定める「公認会計士・監査審査会の実施する検査の基本指針」に従って実施することとする。

また、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査について、平成21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査結果の考え方」及び平成22年1月に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従って実施することとする。

(2) 審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、「平成23年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成23年3月30日に公表している（P47資料2-3参照）。

審査会検査や協会の品質管理レビューの結果、一部の監査事務所について、依然として品質管理のシステムの整備等や自主的な改善が不十分な事例が確認されている。

審査基本計画では、監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について重点的に検証することとしている。

また、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所における実効性のある改善を確保するとの観点から、協会の品質管理レビュー制度の適切性を検証することとしている。

協会の品質管理レビューは、大手監査法人に対しては2年に1度の頻度で実施されている。検査基本計画においては、このような大手監査法人（上場会社100社以上を被監査会社とする、又は、常勤の監査実施者が1,000名以上在籍する監査法人）については、その資本市場における役割や監査監督を巡る国際的な動向等から、協会からの品質管理レビュー報告の審査結果に基づき、原則として検査を実施することとしている。また、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所についても、必要に応じて検査を実施することとしている。

また、中小規模監査事務所については、最近の審査・検査や品質管理レビューの結果において、会計監査人の交代に伴うリスク評価、新設の監査法人における業務管理体制の整備及び品質管理レビューの指摘事項に対する改善姿勢等に問題がある事例が散見されている。このため、検査基本計画においては、このような監査事務所に対し、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

3. 審査及び検査の状況

(1) 協会による品質管理レビューの状況

平成23年度の協会による品質管理レビューは、86件(監査法人71件(公認会計士共同事務所5件を含む。)、公認会計士15件)に対して実施されており、平成24年3月31日までに、65件についての報告を受けた(注)。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

(注) 品質管理レビューに関する報告(月次報告書)の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する改善計画書
- ・ レビュー調書等

① 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

≪品質管理レビューの実施状況≫

品質管理レビュー 実施年月	23年						24年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	12	8	8	15	10	17	10	6	0	86

② 品質管理レビューの実施結果

審査会に報告された65件に対する品質管理レビューの結果のうち、全件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。

- ・ 限定事項のない結論 61件(監査法人52件、公認会計士9件)
- ・ 限定事項付き結論 4件(監査法人3件、公認会計士1件)
- ・ 否定的結論 該当なし

また、平成23年度は、フォローアップ・レビュー(注)が76件(監査法人47件、公認会計士29件)に対して実施されており、平成24年3月31日までに報告を受けた67件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- ・ 改善措置済み 61件(監査法人37件、公認会計士24件)
- ・ 改善措置が不十分 6件(監査法人3件、公認会計士3件)

(注) フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として

実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等確かめることにより、改善措置の状況を確認する。

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

① 審査の対象及び観点

平成 23 年度の審査対象は、協会が平成 22 年度及び平成 23 年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成 22 年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成 23 年度品質管理レビューについては、平成 24 年 3 月 31 日までに報告を受けた 65 件について、順次審査に着手している。

《品質管理レビュー報告書（平成 22 年度）》 (監査事務所数)

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	48	52.7%	3	42.9%	1	100.0%	52
公認会計士	43	47.3%	4	57.1%	—	—	47
合 計	91	91.9%	7	7.1%	1	1.0%	99

(注) 上記 99 件のうち 97 件については、改善勧告事項がある。

審査会の審査は、品質管理レビューに関する報告の分析、ヒアリングや報告徴収結果の検証等を行っており、その観点は以下のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューの適切性
- ・ 監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・ 個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

② 報告徴収

審査会は、平成 23 年度の審査基本計画（P47 資料 2－3 参照）において、「監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する」とし、これに基づき平成 24 年 1 月に報告徴収

を実施した。その内訳は、以下のとおりである。

《報告徴収の実施状況》 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

区 分	対象事務所 (注)	実施事務所
監査事務所に対する報告徴収	99	31
監査法人に対するもの	52	23
個人事務所に対するもの	47	8

(注) 平成 22 年度の品質管理レビュー実施事務所

③ 検査実施後の報告徴収

審査会は、審査基本方針 (P42 資料 2 - 2 参照) において、「検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況等について報告を求める」とし、これに基づき、平成 22 年度に審査会が検査結果を通知した監査事務所 8 件のうち 4 件に対して報告徴収を実施した。

④ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果に基づき、監査事務所に対する検査の実施等について審議し、また、監査事務所に対する検査結果に基づき、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告等について審議する。

平成 23 年度においては、平成 22 年度品質管理レビュー (対象：監査事務所 99 件) について審議し、監査事務所 9 件に対して検査を実施した。また、検査の結果につき審議し、監査事務所 2 件 (平成 21 年度品質管理レビューに係るもの 1 件、平成 22 年度品質管理レビューに係るもの 1 件) について金融庁長官に対して勧告した。

最近の審議状況は、以下のとおりである。

《最近の審議状況》

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

	平成 22 年度	平成 23 年度
i. 品質管理レビューに係るもの(注)	83	99
ii. 監査事務所への検査の実施を議決したものの	9	9
iii. 行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を議決したものの	1	2

(注) 原則として、前年度に実施された品質管理レビューに係るものを審議することとしている。

(3) 監査事務所に対する検査の状況

平成 23 年度において、審査会は、「平成 23 年度の審査基本計画及び検査基本計画」(P47 資料 2-3 参照)に基づき、監査事務所 9 件に対して検査を実施した。

(4) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、以下の監査法人について、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した (P48 資料 2-4、P49 資料 2-5 参照)。

- ・ 平成 23 年 6 月 7 日 堂島監査法人

(注) 品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うとされている統括代表社員が、品質管理担当責任者に対し品質管理のシステムの整備等に関する指示を行っておらず、品質管理担当責任者の品質管理の実施状況を把握していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、実効性ある態勢整備に取り組んでいない。また、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備等の重要性に対する認識が欠如していることから、情報セキュリティや監査実施者の評価及び処分等に関する内部規程を整備していないほか、日常的監視や定期的検証が形骸化していることから、独立性の確認、監査業務の実施、審査の実施、監査調書の管理等に係る不備を看過している。さらに、統括代表社員等は、社員会議事録、監査計画書、審査資料等を事後作成する等の不適切な対応を行ったほか、守秘義務の遵守等に係る措置を講じていないなど、法令等遵守態勢は著しく不十分である。

このように、法人の組織規律や相互監視が機能しておらず、また、統括代表社員及び品質管理担当責任者がその職責を果たしていないなど、業務管理体制が極

めて不適切である事例が確認された。

・ 平成 24 年 2 月 1 日 ロイヤル監査法人

(注) 統括代表社員等の組織的に品質管理のシステムを整備し、監査業務の品質を確保するという意識が欠如していることに加え、各社員の監査法人という組織に対する帰属意識が希薄であることなどから、監査法人として必要な体制の整備に取り組んでおらず、品質管理のシステム全般にわたり不備がみられる。また、監査業務に係る審査及び品質管理のシステムの監視等の実効性が確保されておらず、監査業務の実施における多数の不備を監査法人として把握していない。

このように、監査法人としての組織的な業務運営が行われていないことに加え、その業務運営は監査業務の品質を合理的に確保するものとなっておらず、業務管理体制が極めて不適切である事例が確認された。

(5) 情報発信等

① 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂

審査会は、平成 20 年 2 月に公表した事例集について、平成 22 年度までの検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 23 年 7 月に公表した (P50 資料 2-6 参照)。また、英語版についても同様に見直しを行い同時期に公表した (P87 資料 2-7 参照)。

② 検査結果 (事例集) についての説明会等の実施

審査会は、協会の各地域会又は中小監査事務所連絡協議会における会員を対象とする品質管理に関する研修の一環として、事例集の説明会を平成 23 年 11 月下旬から 12 月中旬の間にかけて全国 4 ヶ所で実施した。

説明会では、審査会会長から公認会計士の社会的役割や期待等について説明を行うとともに、主任公認会計士監査検査官による事例集に掲載された指摘事例に関する解説のほか、監査事務所における品質管理の重要性等について説明を行った。

このほか、事例集を関係機関の機関紙に掲載するなど、内容の周知を行った。

③ 協会等の関係先との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくため、審査・検査を実施しており、監査の品質管理向上のため、審査・検査を通じて把握した問題点等については、協会の会長等幹部やレビューア一との間で双方向の議論を行うなど、協会との情

報共有、連携の強化に取り組んできている。

また、審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査結果等から得られる監査に関する問題点等については、協会や金融庁の関係部局、証券取引所等との間で積極的な意見交換を行うなどの連携を図った。

(6) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年 9 月に公表した（P105 資料 2-8、P108 資料 2-9 参照）。

さらに、審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表した（P113 資料 2-10、P126 資料 2-11 参照）。

本基本指針では、外国監査法人等の所属する国の当局との間に情報交換等に係る取決め等や、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を原則として実施しないこととしている。

現在、金融庁・審査会において、相互依拠や情報交換のあり方について諸外国の監督当局と交渉を行っているところであるが、平成 23 年 10 月 6 日に米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）と、平成 24 年 3 月 23 日にカナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換した（P142 資料 2-12、P148 資料 2-13 参照）。

≪外国監査法人等の届出状況≫ (平成 24 年 3 月末現在)

	国・地域数	法人等数
北米	2	7
中南米	2	2
欧州	13	38
アジア・大洋州	10	26
中東	1	1
その他	2	10
計	30	84

4. 今後の課題

○ 協会による品質管理レビューの一層の機能向上

審査会は、平成 16 年度から協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促すことを目標とし、品質管理レビュー制度及び運営状況の適切性の検証や協会と双方向の議論等を継続的に行っているところである。現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっていることから、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有され、協会との双方向の意見交換を通じて、品質管理レビューの問題点等について、認識の共有等を図っている。

平成 24 年度の協会の品質管理レビューについては、平成 15 年 5 月の法改正による法定化から 3 巡目、平成 19 年 4 月の上場会社監査事務所登録制度の導入から 2 巡目の最終年度であることから、審査会の活動結果を、直接的・間接的に、協会にフィードバックする取組み等を強力に推進し、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を通じて、監査事務所における品質管理の自主的な改善が進むことが重要な課題と考えている。

○ 情報分析体制の強化

審査会では、協会の品質管理レビューに関する報告を受理した後、様々な情報を活用し、審査・検査を実施しているところであるが、より効率的・効果的な審査・検査を実施するためには、事前及び事後の情報分析体制の強化を図っていくことが必要である。

このため、これまでに実施した報告徴収の結果を品質管理レビューに関する報告の審査に活用していくほか、協会、金融庁の関係部局等との関係先との連携をより進めていくなど、質、量の両面における情報分析体制の強化が重要な課題と考えている。

○ 検査の機能向上

大手監査法人については、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し、検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検査を実施することが重要な課題と考えている。

また、それ以外の監査事務所については、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小監査事務所にみられる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検査を実施していくことが重要な課題と考えている。

○ 情報発信の強化

審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すため、検査で把握した監査事務所の問題点を事例集にとりまとめて公表し、協会における研修の一環として事例集の説明会を実施するなど、情報発信を行っているところである。

また、審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を検査結果から抽出するような分析を行い、毎年度改訂している事例集に係る説明会や協会、金融庁の関係部局等の関係先との意見交換等を通じ、積極的に情報発信を行っていくことが重要な課題と考えている。

○ 研修及び人材確保の充実

会計監査を巡っては、国内においては、改正「金融商品に関する会計基準」や「資産除去債務に関する会計基準」等、逐次、新たな法令諸基準等の適用がなされている。また、国外に目を向けると、米国 PCAOB との間で監査監督上の協力に関する書簡の交換を行うなど、海外当局との連携も進んでいる。こうしたことから、制度改正や国際的な動向に留意した研修の一層の充実を図るとともに、こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるため、更に海外当局との連携を強化するための人材確保の充実を図っていくことが重要な課題と考えている。

以上のような今後の課題を踏まえ、リスクベース・アプローチの検査の徹底や積極的な情報発信等を明示した平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計画を策定し、平成 24 年 4 月に公表した（P152 資料 2-14 参照）。